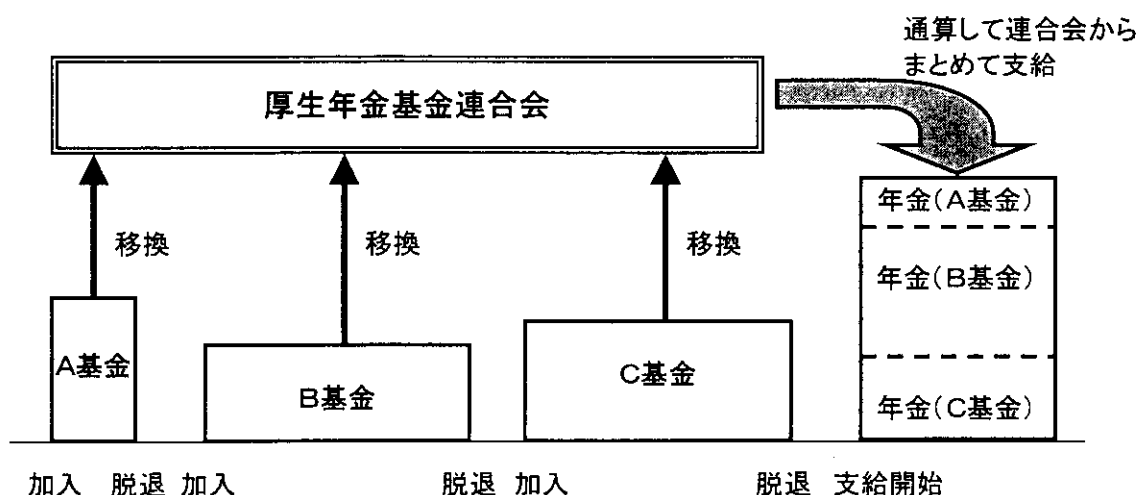


## 4 厚生年金基金連合会の事業

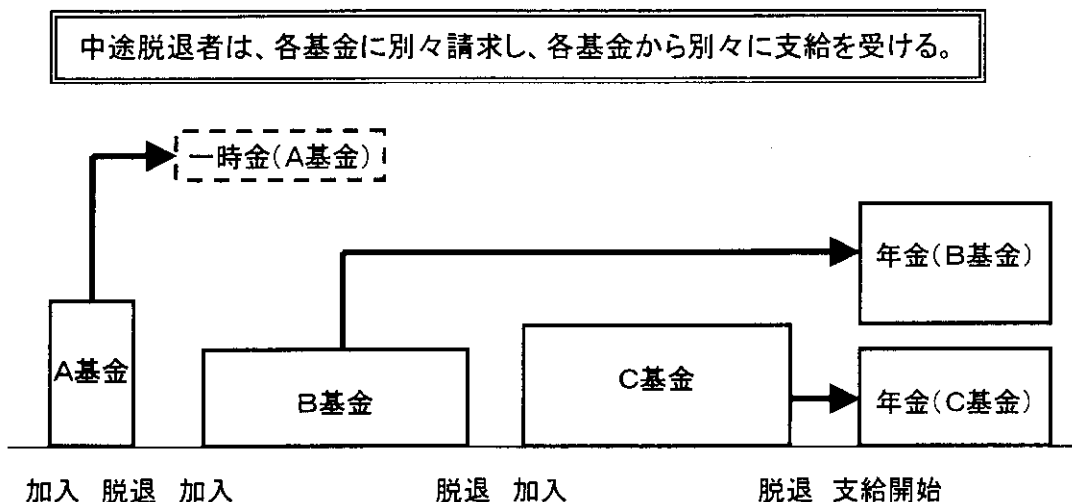
### (1) 中途脱退事業

- 雇用の流動化が進む中、離転職等により厚生年金基金を中途脱退する者は、毎年、約90万～100万人に達している。
- これらの中途脱退者の年金受給権を保護するためには、年金のポータビリティを確保することが必要であり、厚生年金基金連合会に中途脱退者の年金資産を移換し、年金給付を通算する選択肢が設けられている。
- 平成13年度末現在の中途脱退者数は2,428万人。

#### 【中途脱退事業の仕組み（現行）】



#### (参考) 中途脱退事業がない場合



(参考) 厚生年金基金連合会の状況

① 年金資産の状況

ア 資産額の推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
資産額	38,662億円	46,296億円	47,950億円	56,119億円

※ 特例調整金を含む。

イ 運用利回りの推移

	平成10年度	平成11年度	平成12年度	平成13年度
運用利回り	2.98%	11.29%	-5.44%	-2.37%

ウ 資産構成割合 (平成13年度)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	生保一般	その他
資産構成割合	40.0%	32.9%	7.5%	17.0%	0.6%	2.0%

② 中途脱退者及び解散基金加入員の状況 (平成13年度)

	移換(引継)件数	移換(引継)件数(累計)
中途脱退者	970,658件	24,280,018件
解散基金加入員	133,841件	364,359件

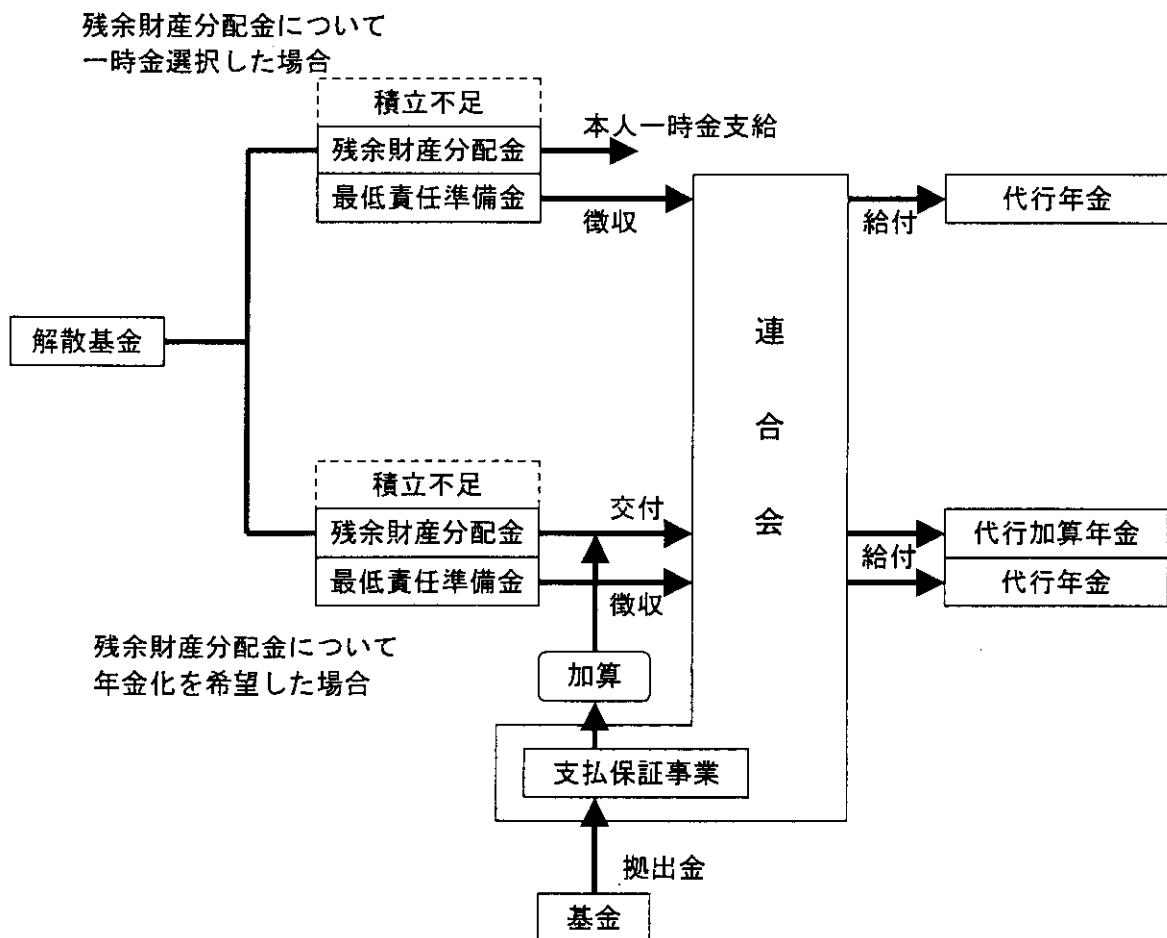
③ 年金受給者の状況 (平成13年度)

	新規裁定件数	平均年金額	受給者数	平均年金額
中途脱退者	141,366件	65,276円	1,293,114人	54,317円
解散基金加入員	32,959件	467,224円	93,005人	387,195円

## (2) 支払保証制度

### ① 概要

- 厚生年金基金が母体企業の倒産等により積立不足のままやむを得ず解散した場合に、加入員や受給者等に一定の年金額が確保されるよう、厚生年金基金連合会において平成元年から、各基金からの拠出金等を原資とする共済事業として、支払保証事業を実施。
- 各基金からの拠出金は、基金の解散の発生確率、積立水準、その他支払保証事業の財政に関する諸要因を総合的に勘案して決定。
- 保証給付の対象は、設立事業所の倒産や業績悪化、基金存続困難の事由によりやむを得ず解散した基金で、残余財産が支払保証限度額を下回る場合。



## ② 概況

### ア 支払保証事業の拠出金の状況

	10年度	11年度	12年度	13年度
対象基金数	1,875基金	1,851基金	1,831基金	1,792基金
拠出金額	3,833百万円	3,843百万円	3,766百万円	3,851百万円

### イ 保証給付請求の審議及び決定状況

	10年度	11年度	12年度	13年度
請求額 (請求件数)	1,146百万円 (4件)	985百万円 (4件)	481百万円 (3件)	505百万円 (3件)
決定額 (決定件数)	185百万円 (1件)	94百万円 (2件)	119百万円 (2件)	0百万円 (0件)

### ウ 支払保証事業の積立金及び収支の状況（平成13年度末）

積立金                      24,648 百万円

拠出金                      3,851 百万円

### Ⅲ 確定給付企業年金制度

#### 1 確定給付企業年金制度の概要

- 確定給付型の企業年金について受給権の保護を図るために、平成14年4月に確定給付企業年金法が施行された。
- 新たな確定給付型の企業年金として、事業主が運営機関と契約して直接実施する規約型企業年金と、基金を設立して実施する基金型企業年金（厚生年金の代行は行わない）を創設。
- 厚生年金基金が確定給付企業年金に移行する際、これまでの代行給付の支給の義務を国に移転（代行返上）することが認められた。

#### <制度の枠組み>

- ① 企業年金の新たな形態として、規約型（労使合意の年金規約に基づき外部機関で積立）と基金型（厚生年金の代行のない基金）を設ける。
- ② 老齢給付を基本とし、障害給付、遺族給付も行うことができることとする。
- ③ 給付や積立などについて必要最低限のルールを定めた上で、労使合意に基づき、より柔軟な制度設計を可能とする。
- ④ 税制上の措置
  - ・ 拠出時：事業主拠出は損金算入、本人拠出は生命保険料控除の対象
  - ・ 運用時：特別法人税を課税（ただし、平成16年度まで凍結。）
  - ・ 給付時：年金の場合は公的年金等控除の対象とし、一時金の場合は退職所得課税を適用（老齢給付）

### <受給権保護のための措置>

- ① 積立義務：将来にわたって約束した給付が支給できるよう、年金資産の積立基準を設定する。
- ② 受託者責任の明確化：企業年金の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を明確化する。
- ③ 情報開示：事業主等は、年金規約の内容を従業員に周知し、財務状況等について加入者等への情報開示を行う。

### <その他>

- ① 厚生年金基金について、代行を行わない新企業年金への移行を認める。代行返上の際には、一定の条件の下に現物による国への資産の返還を認める。
- ② 適格退職年金については、経過措置を講じて、10年以内に企業年金制度等へ円滑に移行できるようにする。

### <見直し規定（確定給付企業年金法附則第6条）>

#### （検討）

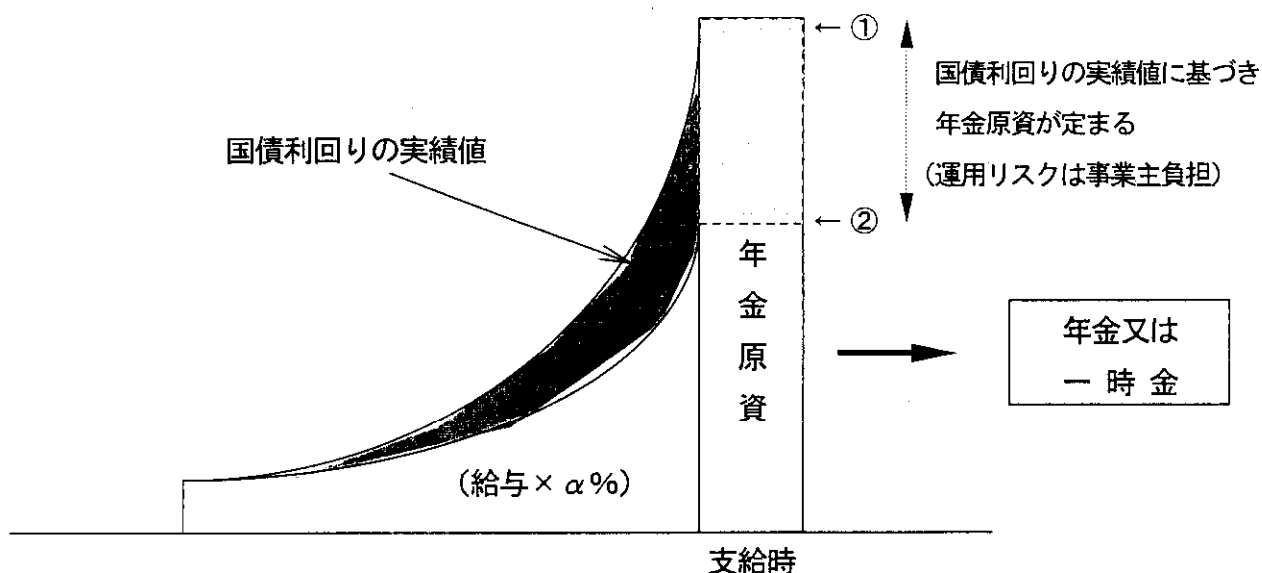
第六条 政府は、この法律の施行後五年を経過した場合において、この法律の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、この法律の規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

## (参考1) キャッシュバランスプラン

### 1. 概要

- キャッシュバランスプラン（確定給付型的一种）
  - 確定給付型と確定拠出型双方の特長を併せ持つプラン（ハイブリッド型）で、アメリカで普及しているもの。
- 具体的な仕組み
  - ・ 資産は一括運用され、運用リスクは事業主が負担。
  - ・ 給付額は、例えば、各期の給与の何%といった額に客観的な指標に基づく利率で付利したものを支給開始時点まで累積した総額（年金原資）。
  - ・ 客観的な指標には国債利回り等が用いられる。
- 特長（メリット）
  - ・ 事業主にとっては、給付に責任をもちつつ経済環境の変化に対し柔軟な対応が可能となる。
  - ・ 加入者にとっても、財政の安定が図られるとともに、客観的指標を通じた給付水準が確保され、過去期間分の原資も明確になる。

(イメージ)



※1 国債利回りの実績によって、①から②の間で年金原資が定まる。

※2 従来の給付設計は、

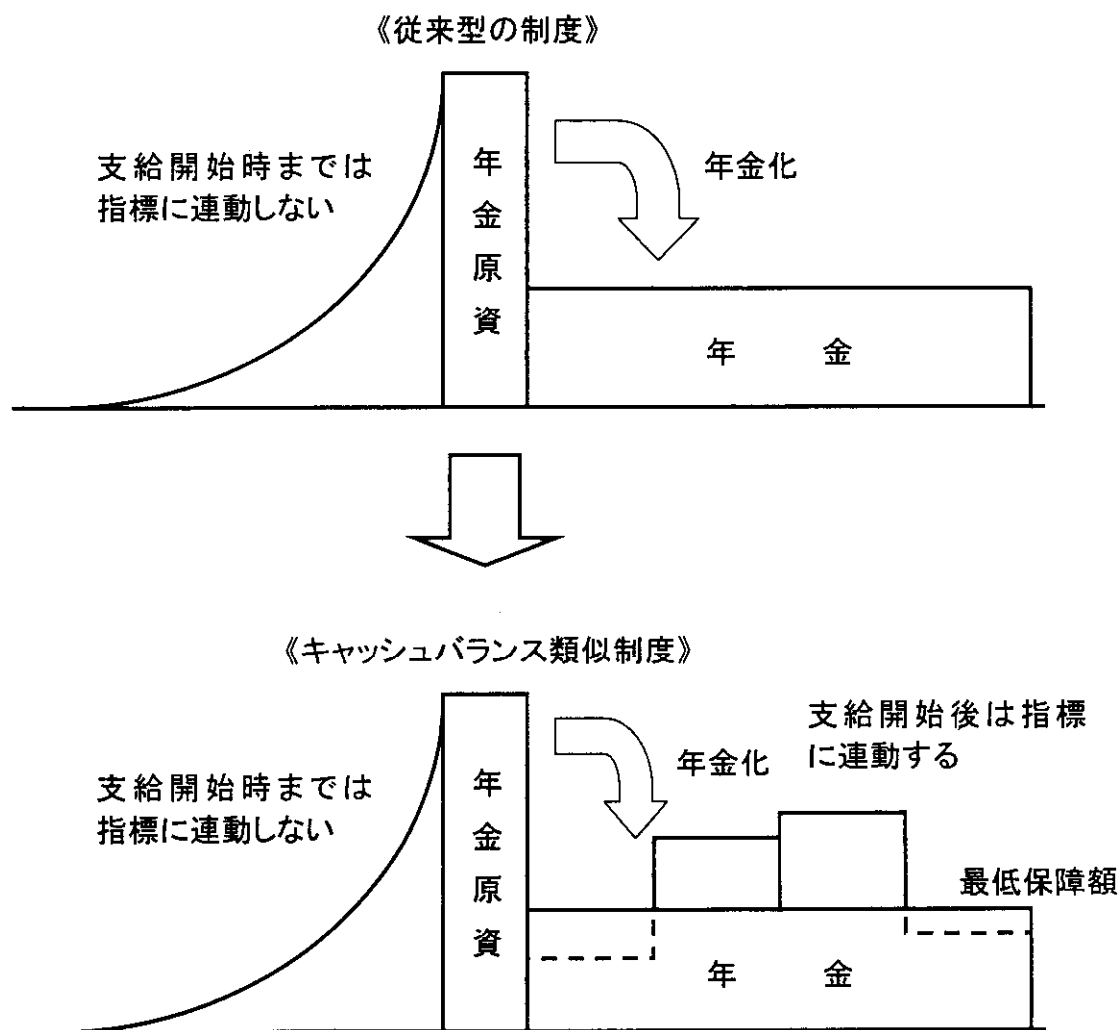
- ・ 加入者であった間の平均給与に一定の乗率や加入者期間を乗じる方法や、
  - ・ 最終給与に一定又は加入者期間に応じた率を乗じる方法、
- などであり年金原資はあらかじめ定まるのが一般的。

## 2 改善策について

- 厚生年金基金制度及び確定給付企業年金制度において、キャッシュバランスプランの導入が円滑に進められるよう、制度の運用において改善策を講じている。

### (1) キャッシュバランスプラン類似制度の導入

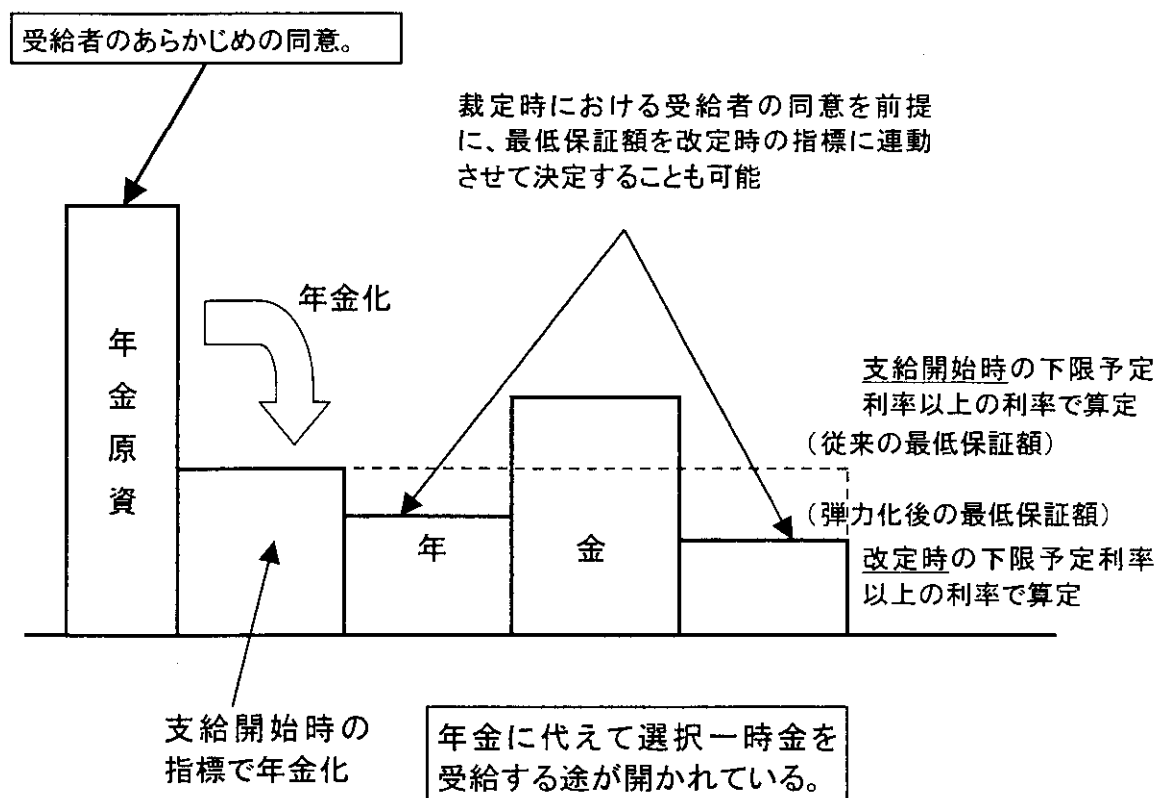
支給開始時までは指標(国債の利回り等)に連動しない給付設計においても、受給中の年金額を、最低額を保証しつつ、国債の利回り等に連動させて改定できる仕組みを導入。





## (2) 年金換算率の弾力化

受給者について、裁定時に、あらかじめ、将来、毎年又は一定期間ごとに指標(国債の利回り等)に連動して最低保証額の改定が起こり得ることについての同意を得ており、また、年金に代えて選択一時金を受給する途が開かれている等、何らかの配慮がなされている場合には、受給開始後の最低保証額を指標に連動させて改定することが可能。



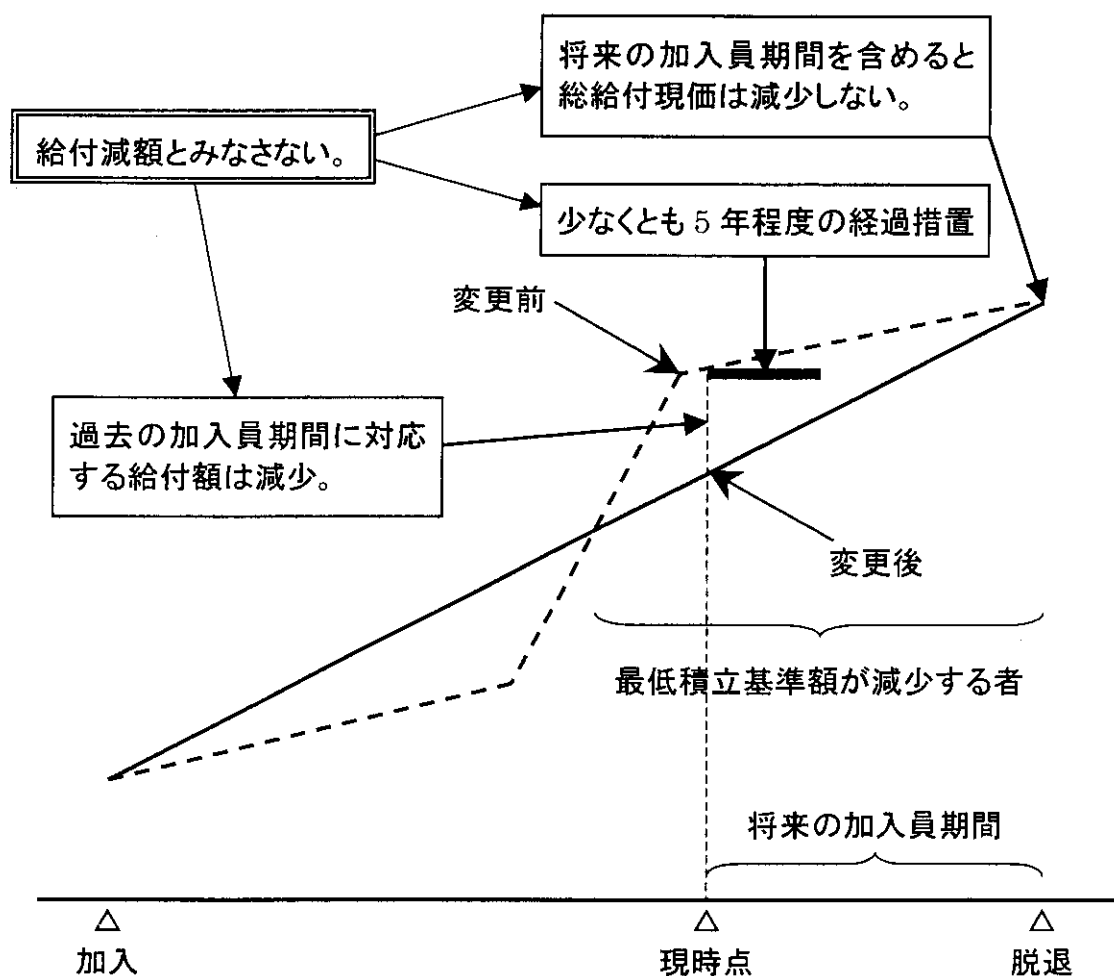
## (3) 指標の多様化

客観的かつ合理的に予測可能なものであり、ある程度安定的なものについて、指標として用いることを容認。(例、全国の賃金指数、全国の物価指数に係るもの。)

(注) 従来は、定率又は国債の利回り(組み合わせた場合を含む。)のみ。また、給付の額の再評価等に用いる率は、零を下回らないものであることが要件。

#### (4) キャッシュバランスプラン等への給付設計変更時の取扱い

キャッシュバランスプラン等へ加入者の給付設計を変更しようとする場合には、一部の年齢層の者に最低積立基準額の減少等があっても、従前の最低積立基準額を保証する経過措置(5年程度)が設けられており、また、総給付現価が減少していなければ、給付減額と見なさない取扱いとする。

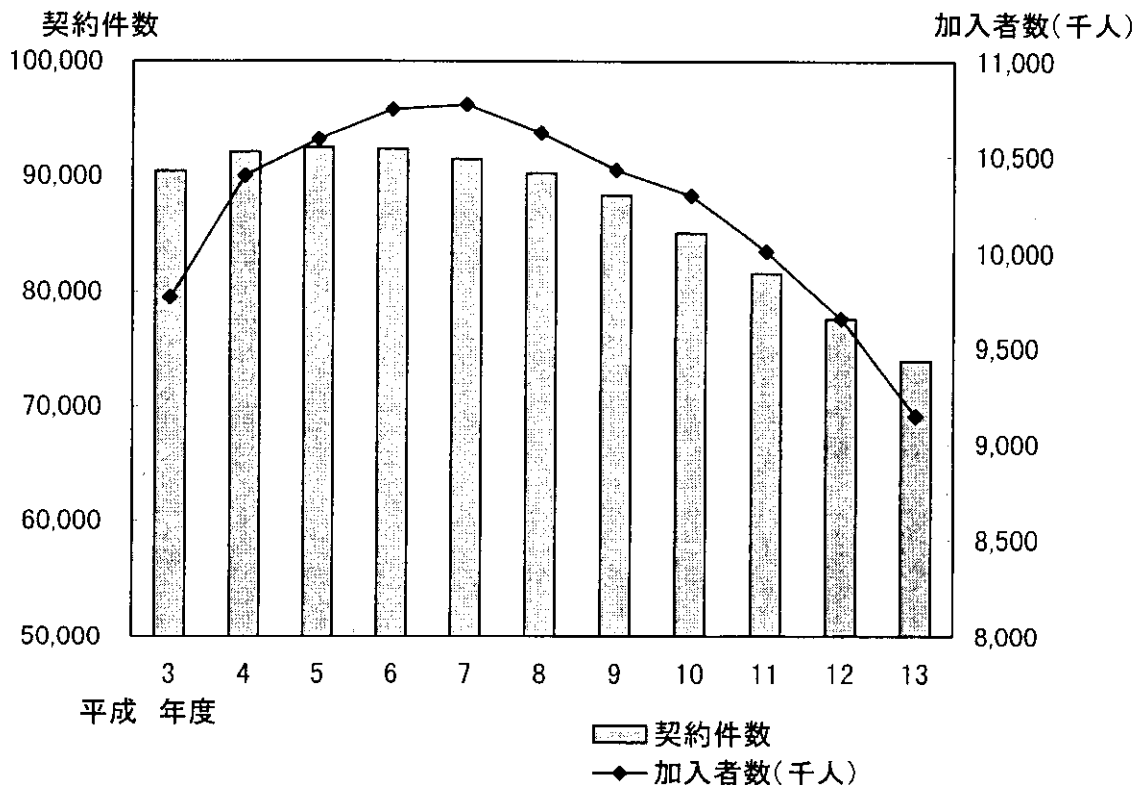


- (注) 1. 「総給付現価」とは、将来の加入員期間を含めて、将来支払われると予測される給付額を、その制度の予定利率に基づき現時点の価格で評価したもの。
2. 「最低積立基準額」とは、過去の加入員期間に対応する給付額(最低保全給付)を、リスクフリーレート(20年国債5年平均)に基づき現時点の価格で評価したもの。

## (参考2) 適格退職年金

- 企業の事業主が信託会社、生命保険会社などと契約し、従業員に年金給付を行う制度として、昭和37年に創設。一定の要件を満たす契約について国税庁長官の承認を受ける。
- 平成13年度末現在、契約件数73,913件、加入者数917万人。
- 確定給付企業年金法の施行により、新規の契約は認められず、既存の契約については10年以内に他の制度への移行等の対応をとることとなる。

適格退職年金の契約数・加入者数の推移



(参考3) 厚生年金基金、確定給付企業年金、適格退職年金の比較

	厚生年金基金	確定給付企業年金	適格退職年金
根拠法	厚生年金保険法（制度創設：昭和41年）	確定給付企業年金法（制度創設：平成14年）	法人税法（制度創設：昭和37年）
設立	厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立。	基金型企業年金：厚生労働大臣の認可を受けて基金を設立。 規約型企業年金：信託会社、生命保険会社等と契約を締結し厚生労働大臣の認可を受ける。	信託契約・生保契約等について国税庁長官の承認（平成14年4月以降新たなものは認められず、既存のものは平成24年3月末までに他制度へ移行等する必要あり。）
運営主体	厚生年金基金	基金型企業年金：企業年金基金 規約型企業年金：事業主	事業主
給付			
①給付水準	厚生年金の代行部分の1割以上の上乗せ給付	なし	なし
②給付期間	原則として終身年金	5年以上	5年以上
掛金負担	原則事業主と加入者で折半であるが、上乗せ部分は大半が事業主負担。加入者掛金は全員負担。	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能。	事業主負担を原則とし、本人も任意で拠出可能。
積立基準	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施。給付債務に見合った積立金の積立を義務づけ。（継続基準、非継続基準）	同左	少なくとも5年ごとに財政再計算を実施。積立を行う義務はなし。
受託者責任	制度の管理・運営に関わる者の責任、行為準則を規定。	同左	明文規定はない。
情報開示	財務状況等について加入者等への情報開示。	同左	明文規定はない。
税制上の取扱い			
①掛金	事業主負担：損金算入 加入者負担：社会保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除	事業主負担：損金算入 加入者負担：生命保険料控除
②積立金	代行相当分の2.7倍に相当する水準を超える部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成16年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成16年度までは凍結）	本人掛金を除いた部分について1.173%（国税1%、地方税0.173%）の特別法人税が課税（平成16年度までは凍結）
③給付	年金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職手当等として課税（一定額控除）	年金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職手当等として課税（一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）	年金：雑所得課税（公的年金等控除） 一時金：退職手当等として課税（一定額控除） （いずれも本人拠出分を除く）